

# 環境のための行動は

## まず身近なことから

6月は身近な環境について考える「環境月間」です。

環境の保全についての関心と理解を深めるとともに、積極的に環境保全活動に取り組んでもらうため、平成3年に設定されました。

この機会に、環境について考え、行動してみませんか。

### 広い「環境」の範囲

皆さんは、「環境」と聞いて、どのような環境を思い浮かべますか？

日常生活や健康、公害などが含まれる「生活環境」、動植物や大気・水などが含まれる「自然環境」、省エネルギーや地球温暖化問題などが含まれる「地球環境」など、一口に環境といっても非常に広い範囲に及びます。

### まずは身近なところから

環境問題の多くは、私たちの日常生活や経済活動に起因しています。良好な環境を

保つていくためには、環境への悪影響をできる限り軽減する必要があります。

では、環境について、私たちはどのように関わっていけば良いのでしょうか。まずは、身近なことから取り組んでいきましょう。

### ごみを減らす

最も簡単に取り組める行為は、自分たちが出すごみを減らすことです。

ごみの「発生抑制・再利用・再生利用」の英語の頭文字をとった「3R」<sup>スリーアール</sup>という言葉が有名ですが、普段から一人一人が少しの心がけをする

### ご利用ください

#### 市が行う補助制度

市では、家庭から出されるごみの減量化推進や河川などの水質保全のため、次のような取り組みを行っています。

#### 生ごみ処理機などの購入補助

家庭用生ごみ処理機および生ごみ堆肥化容器（コンポスト）の購入費用の一部補助を行います。

#### 《補助金の額》

家庭用生ごみ処理機：購入金額の3分の1相当額で2万円まで（1世帯1機まで）

生ごみ堆肥化容器：購入金額の2分の1相当額で、1基に付き2千円まで（1世帯2基まで）

※市内販売店で購入した製品が対象です。



豊かな自然を残していけるかは私たちの心がけ次第(右・野手浜のハマヒルガオ、左・安久山の里山)



## その土地、大丈夫？

### 空き地管理は適正に

空き地などで雑草が繁茂した状態を放置すると、病害虫の発生やごみの不法投棄だけでなく、たばこのポイ捨てによる火災の原因にもつながり、生活環境が著しく損なわれてしまいます。

また、空き地から道路上に雑草がせり出している場合や交差点付近では見通しが不良になり、交通事故の原因にもなります。

空き地の所有者(管理者)は、定期的な除草や清掃を行い、清潔を保持しましょう。

### ストップ・ザ・不法投棄

個人の土地に廃棄物が捨てられ、それを捨てた人が分からない場合は、原則その土地の所有者が撤去しなければなりません。見通しの利く状態を保ち、侵入防止柵などを設置しましょう。

また、定期的に見回りをするなど、常に土地の状態を把握するようにしましょう。

#### 一不審な現場を見かけたら通報を

工事現場でもないのに重機で穴を掘っていたり、早朝や深夜に見かけないダンプが出入りしたりしているなど、不審な行為をしている現場を見かけたら通報してください。

#### 《不法投棄などの通報先》

海匠地域振興事務所地域環境保全課 ☎64-2825  
産廃県民ダイヤル(夜間、休日の緊急連絡先)

☎043-223-3801

環境生活課環境班 ☎73-0088

ことで、ごみを減らすとともに環境への負担を減らすことができます。

### 省エネに努めよう

私たちの普段の生活の中では、「エネルギーを浪費している」とは実感しづらいものですが、照明や冷暖房、乗り物などの燃料などだけでなく、身近な製品を作る段階でも多くのエネルギーが必要とされます。

こまめな節電をしたり、エコドライブ(＝自動車の乗車時に加減速の少ない運転や不要なアイドリングをしないなど環境に優しい乗り方をする)をしたり、エコ製品を選んで買ったりするなど、普

段からできる取り組みに努めましょう。

環境について考え行動することは、普段の生活を見直し、自分のできることを実践することです。

### アンケートに

#### ご協力を

市では、市民・事業者・行政がそれぞれの立場でできる役割と協働の取り組みを定めた「匠瑳市環境基本計画」を策定しています。

環境意識の変化に関するアンケート調査のため、6月中に市民と事業者に対して調査票を送付しますので、協力をお願いします。

### 資源(ごみ)の回収活動に 対する助成

自治会や子ども会などの各団体が、家庭から出る資源(ごみ(缶、ビン)、古紙、繊維類など)を回収して、リサイクル業者に引き渡す活動(資源ごみ集団回収事業)に対して奨励金を交付します。

#### 《奨励金額》

1kgにつき5円(1事業年度につき20万円を上限)

※活動実施前に団体としての登録が必要です。

### 合併処理浄化槽の 設置補助

一般住宅や併用住宅に接続する合併処理浄化槽の設置費の補助を行います。

#### 《補助金の額》

新築・建て替え時：12万円  
付け替え時：【単独処理浄化槽から合併処理浄化槽】51万2千円～72万8千円

【くみ取り便槽から合併処理浄化槽】43万2千円～64万8千円(補助額は浄化槽の処理人槽により異なります)

※対象の浄化槽の処理人槽は5人槽～10人槽です。

※工事着工前に申請が必要です。

※2、3ページに関する問い合わせは環境生活課環境班 ☎73-0088へ